慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 四〇四〕自己株式を違法に取得した会社がこれを完全子会社 に譲り渡して処分させたことで当該完全子会社に損害が発生した場 合の親会社取締役の親会社に対する責任 : 片倉工業事件控訴審判決
Sub Title	
Author	杉田, 貴洋(Sugita, Takahiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.9 (2000. 9) ,p.157- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-20000928-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商法二一〇条・二六六条一

項

五号

〔参照条文〕

(商法

四〇 発生した場合の親会社取締役の親会社に対する責 譲 り渡して処分させたこ 己株式を違 法 取得 とで当該完全子会社 た会社がこれ

損

芸計がに 社

片倉工業事件控訴審判決

Ti 資料版/商事法務一二六号一五〇頁 八四号・平成五年泳第五三一一号損害

〔判示事項〕 自己株式を違法に取得した会社 (親会社) がこれを完全

株式に評価損を生じたときは、 害が発生した場合において、親会社の保有する当該子会社 子会社に譲り渡して処分させたことで当該完全子会社に損 の被った損害として、 右評価損相当額を賠償すべきである。 親会社の取締役は、 親会社

> の取得・処分、 五六年一〇月一二日、代表訴訟を提起した。 株式の取得があったことを把握し、これに基づいて、 および、子会社であるB社の本件株式 本件自己株式 昭 O) 和

得・処分の経過は次のようである。

C は、

昭和四七年五月からA社株式を買い集め、

同

二月頃にはA社発行済株式総数三五〇〇万株のうち 万株を取得するに至った。 当時、 CがA社株式を買うの \mathcal{I}_{1}

をつり上げ売り逃げをするためではないかとの風 あるいは安易な方法で開発することにより、 A社の経営に参加して同社が有する工場跡地を売却するか 時 評 的 が 12 株価

実

A会社株主であるX 審原告) は A社において自己

あ

また同じ時期、

D会社も、

A社株式を買い集めており、

ればCに売却したいとの意向であった。昭和四七年一二月早く株式を処分したいのでA社の方で何とかしてくれなけ社には経営参加の意図はなく、D社としては、できるだけ要があると判断し、その旨D社と交渉した。ところが、D

売り渡した。この際、

A社はB社へ本件株式を二三億六八

○○万円で譲渡すると同時に不動産や他社株式を帳簿価

いこととなった。買い受ける会社をA社が斡旋する旨合意し、奔走するが、買い受ける会社をA社が斡旋する旨合意し、奔走するが、末頃、甲は、D社との間でD社の有する株式八○○万株を末頃、甲は、D社との間でD

を右B会社に譲渡し、同社において四八年中にこれを第三己株式の保有状態の早期解消の方法として、取得後全株式いた。甲およびA社常務取締役Y(一審被告)は、本件自産業等を目的とする全額出資子会社B社の設立を計画して産業等を目的とする全額出資子会社B社の過ごを計画して産業等を目的とする全額出資子会社B社の過ごして不動

払っている。

元であるE社・F社に対し、

合計五〇二万七九四五円を支

ないと考えていた。 分するためには売却代金が取得代金を下回ってもやむを得者に売却して処理することを決めた。この際、期限内に処

で、出資総額は三○○○万円)に、かねて予定通り同額ですでに同月一四日に設立されていたB社(A社の全額出資入れ、同額で本件株式を買い受けた。ついで、同月一九日、資金としてE社・F社から総計二三億六八○○万円を借り資金としてE社・F社から総計二三億六八○○万株を取得する

A社は、本件株式取得のための借入金の利息として、貸付は本件株式の代金の支払に代えてA社のE社・F社に対す。 譲渡資産総額と引受債務額との差額二二五三万○○九九円譲渡資産総額と引受債務額との差額二二五三万○○九九円ので支払らというかたちで一括して譲渡を行なった。なお、を支払うというかたちで一括して譲渡を行なった。なお、の借入金の利息として、貸付を支払する。

要した取引税を合わせると、本件株式の売却損は七億一八をG社等に合計一六億五四三四万円で全株売却し、それにその後、B社は昭和四八年一二月二六日までに本件株式

YらのA社に対する損害賠償責任を認めた。原告・被告は

○○円の合計一億五一○○万四九四五円となる」として、

ともに控訴した

旨

るから、

この結果、A社の保有するB社株式には全株式合わせて一息(合計二○一一万一七八○円)を含め全額返済している。の際引受けたE社・F社に対する借入金債務についても利六○万○七六○円となった。また、B社は、本件株式取得

億四五九七万七○○○円の評価損が発生した。

合計一億五一〇〇万四九四五円であると主張した。 合計一億五一〇〇万四九四五円であると主張した。 本代表取締役甲の相続人Yほか4名を被告として、本件代表 がの代金相当額および利息相当額の合計二三億七三〇二万 がの代金相当額および利息相当額の合計二三億七三〇二万 がの代金相当額がよび利息相当額の合計二三億七三〇二万 がの代金相当額が入ります。 の合計七億四三七四万〇四八五円、もしくは、 の合計一億五一〇〇万四九四五円であると主張した。

たものというべきである。

九四五円と右Bの株式の評価損による一億四五九七万七○った損害は、A自身が支出した前記借入金利息五○二万七七六号三○頁)は、「本件の自己株式取得によってAが被原審(東京地判平成三年四月一八日・金融・商事判例八

円の支払自体がAの損害である旨主張する。「Xは、Aにおける本件株式の取得代金二三億六八○○万

引受け及び引受債務の弁済の完了によって、既に塡補されいた。これを全額弁済したのであるから、Xの主張する式を取得するために借り入れた右と同額の借入金債務を引然で譲渡し、Bは、その対価の支払に代えて、Aが本件株額で譲渡し、Bは、その対価の支払に代えて、Aが本件株額で譲渡し、Bは、その対価の支払に代えて、Aが本件株額で譲渡し、Bは、その対価の支払に代えて、Aが本件株額で譲渡し、Bは、その対価の支払に代えて、Aが本件株額で譲渡し、Bは、Aは取得した本件株式をBに対し取得価額と同円の支払自体がAの損害である旨主張する。

して行われたのであるから、右のようにみるべきである旨、して行われたのであるから、右のようにみるべきである旨・張し、八六○万○七六○円がAに帰属すべき損害である旨主張し、八六○万○七六○円がAに帰属すべき損害である旨主張し、八六○方○七六○円及びBによる本件株式の取得は親会社の計算旨、②完全子会社による親会社株式の取得は親会社の計算においては、本件株式の意渡と土地等の廉価譲渡とが一括においては、本件株式の譲渡と土地等の廉価譲渡とが一括においては、本件株式の譲渡と土地等の廉価譲渡とが一括においては、本件株式の譲渡と土地等の廉価譲渡として支払った合計二「又は、Bが引受債務に対する利息として支払った合計二

③本件株式の売却等は会社制度を濫用してされたものであ

AとBとを一体のものとみて損害を考えるべきで

る旨主張する。 しかし、 既に認定したところによれば、

B は、

·形式

できず、他にXの前記主張を認容すべき事情の存在を認め その売却がAの計算において行われたものと認めることは くは同社のための管理として本件株式を売却し、 ろんのこと、 格を否認し、 子会社であるからといって、そのことを理由に直ちに法人 であったのであるから、 的にも実質的にも、 BがAの手足として又は同社に代わって若し 両者を同一体視することができないのはもち Aとは別個独立の法人格を有する会社 Aの一○○パーセント出資の完全 あるいは

は、 高裁平成五年九月九日判決 ま直ちにAの損害と認めることはできない。 るに足りる証拠はない……。 したがって、 Bに発生した本件株式の売却損等をそのま (民集四七巻七号四八一四頁) もっとも、 最

れるか否かについて検討する。

張立証 当する金額だけ減少しているのであるから、 同社による親会社株式の買入価額と売渡価額との差額に相 も低い価額で他に売却した場合について、子会社の資産は、 完全子会社が親会社株式を取得しこれを買入価額より のない当該事件においては、 同社の全株式を有する 他に特段の主

害を受けたものというべきであり、

また、

右損害と子会社

В

に資産の減少が生じても、

それがAにおいて所有するB

親会社は同額に相当する資産の減少を来しこれと同額の損

害額は、 判示している。 解される。そこで、本件において、 産が減少したものとみることができる旨を判示したものと 入価額と売渡価額との差額に相当する金額だけ親会社の資 同視すべきものとしているのではなく、親会社に生じた損 算定した原判決は、結論において是認することができる旨 ことは明らかであるとし、 他に特段の事情のない限り、 かなように、子会社に生じた損害を直ちに親会社の損害と が親会社株式を取得したこととの間に相当因果関係 親会社の資産に減少を来した額とすべきであるが しかし、 右判決は、その判示自体から明ら 右のようにして親会社の損害を 子会社による親会社株式の買 右特段の事情が認めら がある

って、 じてのみBの資産を支配しているにすぎないのであるから 的にも実質的にも別個の会社であり、 の評価損が生じたところ、 和四八年三月一四日から同社の第二期決算期である昭 九年五月三一日までの間に合計一 れを売却処分したこと(借入金利息の支払を含む。)によ 既に述べたとおり、 Aが有するBの全株式につき、 BがAから本件株式を譲り受けてこ 前記のとおり、 億四五九七万七〇〇〇円 Bの設立時である昭 Aは株式の所有を通 A と B と は 形式 和 辺

売却処分までの行為は、

Aによる本件株式の取得からBによる第三者への

全体としてみれば、

事実上一

個 0

計画に基づく一連の行為として捉えることができるので、

すものではないが、右株式に評価損を生じた場合には、 株式について評価損を生じない限り、 Aの資産の減少を来 A

たがって、 額 の損害を被ったことになるとい B株式の評価損が主張立証されている場合には、 わなければならない。 L

の資産に減少を来すものであるから、

るよりも、 Α の算定方法によらず後者の算定方法によるのが相当である 最高裁判決の指摘する特段の事情があるものとして、 合理的であるから、 の被った損害額は、 同社株式の評価損と同額であるとするのがより 右両者の間に差があるときには、 Bの被った損害額と同額であるとす 前者 前記

討すると、亡甲及びYは、 株式の取得によって生じた損害といえるか否かについて検 そこで、Aに生じたB株式の評価損と同額の損害が本件 Aが本件株式を取得する時点で、

というべきである。

分することを予定し、現実にもそのとおり実行されたこと (Aの一会計年度中)に本件株式の全部を第三者に売却処 前記認定の本件株式の取得及びその後の経緯等に照 同社において昭和四八年中

あ

取得後はこれをBに譲渡し、

の間には相当 Aによる本件株式の取得と前記評価損と同 因果関係があると認めるのが相当である。 額 のAの損害と

研 究

Aは、右評価損相当

判旨に賛成

本件は片倉工業事件控訴審判決である。この後、

原

件(最判平成五年九月九日・民集四七巻七号四八一 株主は上告してさらに争う構えであったが、 表訴訟の取下げ」同誌同号四七頁)。同時期の三井鉱山 を取り下げている(「訴えの取下書」 (平成八年) 四二頁、 なお、 発光「スクランブル・株主代 商事法務一 上告後、 四三三号 四頁)

は本件類似の事案である。 ①原告の代表訴訟提起が株主権濫用にあたるか、 すなわち、 いずれの事件にお

ても、

緊急避難としての自己株式取得が許されるか、

③子会社に

(2)

関連する商法規定の改正と判決の時期とが重なったことも すべきであるのか、 損害が生じた場合に親会社の損害額はどのようにして確定 が主要な争点として争われた。

判批」私法判例リマークス1995下(平成七年)一〇 のである(両事件の文献については、 ŋ 両事件とも研究者の注目を集めるところとなったも 今井潔「本件控訴審

頁以下、 卷一〇号(平成七年)二一七頁注九参照)。 野山宏 「三井鉱山事件上告審判批」 本件控訴審 法曹時 報四

自己株式の取得があり、

取得した自己株式を親会社から子

本件片倉工業事件では、

旦

親会社

(A 社)

による

会社(B社)に譲渡している点で、子会社が直接第三者

か

は、 一の争点に絞って考察し裁判所の判断を検討していきた 主として第三の争点が争われた。 本研究においても、

己株式取得に伴う損害としてその処分に関わった子会社B まり、 社の損害との間には相当因果関係がある、 よる自己株式取得と、 社に生じた損害を問題としており、 番目の主張 二が新設される以前の出来事である)。 社株式取引と同様、 年中のことであって、これは、 子会社B社が親会社株式を譲り受け処分したのは昭 違った事実経過をたどっている(なお、 る損害として、 ところとなった、 ら親会社株式を買い入れた事案であった三井鉱山事件とは 本件は、 ([事実] 親会社の自己株式取得と相当因果関係のあ 自己株式の処分に関わった子会社の株式価 A社に生じた損害に関する原告Xの第三 昭和五六年改正により商法二一一条の 中の③) も、 B社株式に生じた評価損と同額のA 三井鉱山事件における親会 また、 あくまでA社による自 判旨に認められる 本件事案にお としてい 判旨も、 A 社 和四 る ţ, つ に 八 て

值減少額

(評価損)

が問題とされたのであって、「子会社

ことからすると、本件で仮にB社によるA社株式取得行為

結果として、三井鉱山事件では問題点の一つとなった、 会社による親会社株式の取得が昭和 による親会社株式の取得」 が問題となったものではない。 五六年改正前の二一

田博 二九日・金融・ 川昭 社による親会社株式の取得がB社自身の計算で行われ、 下 [下] 同誌一二〇六号一二頁以下がある)。 判平成元年七月三日・金融・商事判例八二六号三頁。この 性を強く意識している点である。このような、 りなく近いと指摘しておられる)。また、 年)五三頁は、 の売却損もB社に発生したことを認定している。 現行法制一」 点をいち早く指摘され、 たからである(とりわけ第一審・東京地判昭和六一 いのは、 しては自明と思われる事柄をあえて指摘しなければならな 目されるのは、 条違反にあたるかという問題は回避されてい 「株式相互保有規制と子会社法人格―三井鉱山事件 「本件一審判批 三井鉱山事件判決では総じてこの点が曖昧であっ (平成二年)[上] 商事法務一二○五号二頁以 本件判旨の立場は二一〇条適用否定説に限 親会社と子会社との法人格の異別性 商事判例七四六号二八頁と控訴審・ 金融・ 問題を提起されたものとして、 商 事判例八八九号 判旨の構成で注 . る 判旨は、 法的考察と (なお、 こうした (平成 年五月 東京高 0 子 そ В 西 Л

の違法取得によって子会社自身に如何なる損害が発生する

反であるかという問題を回避しただけでなく、

親会社株式

一二頁

山本爲三郎

「自己株式取得と会社の損害」受験新

による親会社株式の取得が昭和五六年改正前の二一〇条違

判旨がこのよらな構成を採った結果、

本件では、

子会社

も考慮して、

短期間に処分があるときは売買差額

(売却

株式取得の当初から、新設予定であった子会社B社への処 役Yとは、 的にこのような構成を避けたものであるかどうかは不明で 批 されるべきであったとされるのは、 ばならないであろう(本件もこのような構成によって処理 条の類推適用があることを前提に、 その場合には、 適用があるかという問題になったであろうと推測される。 役らの意図としてはA社による自己株式取得後の処分に子 分を計画し、 あるが、 分成り立ち得るように思われる。 会社を利用しようとしたものであるから、 を得ないと考えていたというのであり、 判例評論四○四号(平成四年)五八頁)。判旨が意識 子会社の計算による親会社株式の取得に同条の類推 認定事実によれば、 自己株式保有状態の早期解消方法として、 しかもB社において売却損が発生してもやむ 親会社取締役の責任は、子会社の行為に同 A社代表取締役甲と常務取締 別個に検討されなけれ 大塚龍児「本件一審判 つまり、 判旨の構成も十 A社取締 自己

> 売却代金の取得は損益相殺の問題とする考え方である は、取得価額自体を損害とみた上で、その後の親会社株式 己株式取得によって発行会社に生ずる損害の問題と区別 とを前提にその損害額がどのように確定されるべきかに ものであるかという問題をも回避したことになる。 れることなく検討される場合が多い)。 いて議論がある。 いては、 子会社による親会社株式の取得が違法であるこ 簡単に見ておこう(学説においては、 まず、 取得価額説 チ 自 つ

につい

て昭和

五六年改正前商法二一○条違反を問うたとす

お

ると、

であるとする考え方である(吉本健一「本件控訴審判批 買差額説は、 取得価額と売却価額の差額(売却損)を損害 審判批」専修法学論集六三号(平成七年)二〇一頁)。売

ば四六巻一号 塚・前掲五六頁、

(平成五年) 七九頁、

川島いづみ

「本件一審判批」 川島いづみ

法律のひろ 「本件控訴

額説には、 商事法務一五○○号(平成一○年)七七頁)。この売買差 短期間に処分することなく保有し続ける場合を

価との差額 を中心に一」静岡大学・法経研究四二巻一号 損)を損害とし、保有し続けている場合には取得価額と時 (藤原俊雄 「子会社による親会社株式の取得 (評価損)を以て損害とする考え方が (平成五 -損害の 出 年 間

163

額を上回ることになると損害がないことになり疑問である

自己株式取得後時価が上昇して、結局、の考え方』(平成一二年)一二三頁)。#

報四九巻六号

(平成一一年) 一六頁、

山本爲三郎

『会社法

また、

時価差額説は

売却価額が取得価

ばし行為や損失肩代わり一般に通ずる損害認定を示したも 結局のところ、 害であると構成するわけであるが、こうした判旨の構成は、 が子会社B社に生じた損害であるとしている。そして、 解の対立にとらわれることなく、単純に、 違反行為としての「子会社による親会社株式取得」に伴う 事件一審判批」(昭和六二年)『企業結合法の論理』 リスト八六九号 元年)一六一頁)。 親会社の取締役に対する代表訴訟-三井鉱山事件判決 時価と売却価額との差額の和が損害であるとする として、 京地裁昭和六一・五・二九)が示唆する新たな論点」 「子会社による親会社株式の取得・売却から生じた損害と とみることができるであろう(同旨:小島康裕 を前提に子会社株式に現れる評価損相当額が親会社 という問題設定が採られていないため、学説上の見 取得時の時価と取得価額との差額および売却時の 親会社による子会社を利用したい (昭和六一年) しかし、本件判決では、 九〇頁、 宮島司「三井鉱山 株式の売買差額 商法二一〇条 わゆる飛 「本件控 (関俊彦 (平成 ジュ の損 (東

本・前掲論文一六~一七頁、

山本・前掲書一二四頁。

今井・前掲一〇四頁、

小島・

前

揭一七九頁。

なお、

西

批」会社判例

百選

[第六版] (平成一〇年)

四

五

山判

神田秀樹「三井鉱山事件上

(平成一〇年) 一二頁、

〒「本牛でよ、現会社であるA社こ発生」に員考こつって頁)。 丁のでは、現会社判例150集』(平成一一年)一七九訴審判批」『平成会社判例150集』(平成一一年)一七九

判批」判例タイムズ九七五号・会社判例と実務 要判例解説 山事件上告審判批」ジュリスト一〇四六号・平成5年度重 年)『下級審商事判例評釈(昭和六〇年~六三年)』(平成 年)九八頁、並木和夫「三井鉱山事件一審判批」(平成 ジュリスト九五七号・平成元年度重要判例解説 成を是認している(河本一郎「三井鉱山事件控訴審判批 前提とする限り正当であると考える。学説の多くもこの との判旨の結論は、子会社と親会社との法人格の独立性を 子会社株式に現われた評価損相当額が親会社の損害である に賠償されるべき損害額であるとしている。 B社株式に評価損が生じ、 まず子会社であるB社に損害が発生し、 一一年)一六四頁、 本件では、 (平成六年)一○八頁、高橋英治「本件控訴審 親会社であるA社に発生した損害につい 藤原・ この評価損相当額が親会社A社 前掲一五頁、 結果、 尾崎安央「三井 親会社の持 A社保有 (平成二 理 H 四

七年)二一六頁、

森淳二朗

「三井鉱山事件上告審判批」

判

決平成七年七月三一日・資料版/商事法務一三七号二一四川・前掲五五頁、宮島・前掲一六一頁参照。なお、東京高

例タイムズ八八二号・平成6年度主要民事判例解説 件上告審判批」大阪市立大学・法学雑誌四一巻三号 ことになる(尾崎・前掲一 控訴審判決とはそれぞれ別の原理を述べていると理解する 頁)、この理解によれば、三井鉱山事件上告審判決と本件 成六年)『取締役の損害賠償責任』 法務一三六六号三九頁、 の損害となることを述べていると解するものであり ある」としている。これに対する学説の理解も一様ではな の減少を来しこれと同額の損害を受けたものというべきで 全株式を有する三井鉱山[親会社]は同額に相当する資産 張立証のない本件においては、三井三池開発[子会社] 五億円余り減少していると認定した上で、 商事法務トピック・片倉工業事件の東京高裁判決」 一四三~一四四頁、 つの理解は、 三井鉱山事件上告審判決は、子会社 子会社に生じた損害がすなわち親会社 近藤光男「本件控訴審判批」 太田剛彦 ○八頁、 (平成八年) 八四~八五 矢﨑淳司 「本件控訴審判批」 「他に特段の主 「三井鉱山事 の資産は三 (高楼 (平成 (平成 商事 雽 判 の

解説』(平成一〇年)八七頁)。

信男 ことから親会社の資産が減少するということを述べてい 例タイムズ九四八号・会社判例と実務・理論 山・前掲二〇八~二〇九頁、高橋英治・前掲一二頁、 う同じ構成を前提にしていると理解することになる 決も子会社株式に生ずる評価損が親会社の損害であるとい と理解するものである。 るのは、 本・前掲論文一六~一七頁、 一七頁、酒巻俊雄「三井鉱山事件上告審判 一つは、ここで親会社が (編) 『会社法重要判例解説』 (平成一○年) 八五 「本件控訴審判批」酒巻俊雄 親会社の保有する子会社株式に評価損が発生する 後者の理解によれば、 「資産の減少を来」すといって 山本·前掲書一二四頁)。 編) 『会社法重要判 批 (平成 いずれ 」酒巻俊 頁 九年 中村 の判 雄 Ш

説明すれば両判決の整合性が保たれるにしても、三井鉱 を親会社の損害と同視できるという。 子会社の独立性が認められない場合に限って子会社の損害 前掲八五頁、 そのメルクマールになっているとするものがある 合的に説明しようとすると、 前提に成り立っているものと理解しつつ、 前者の理解によりつつ、すなわち両判決は異なる原理 矢﨑• 前掲一四五~一四七頁)。 結局子会社の独立性の有無が しかし、 なお両判決を整 すなわ そのように 近 ち

るいは、 潜脱」

事件上告審判決が子会社の独立性が認められないことを前 ○条により許されないことの理由として、 すなわち、 提に組み立てられているとも断言できないように思われる。 完全子会社による親会社株式の取得は商法二一 同条の規制 が

Ш うに見られるからである(春田博「三井鉱山事件上告審判 る試みには無理があるように思われる。 ける親子会社間の独立性の有無により両判決の整合性を図 る親子会社の法人格の独立性を前提として判示しているよ 島 (上)」法律のひろば四七巻七号 (平成六年) 前掲本件控訴審判批二〇二~二〇三頁)。 五〇頁、 事案にお

などから考えると、三井鉱山事件上告審判決は事案におけ

されるおそれがあるからであるとしている点、

子会社に三五億円余りの資産減少を認めてい

. る点 あ

(野山・前掲二○九~二一三頁。

は、多くの場合、

いわゆる純資産価格方式が妥当するから

なお、大塚・

前

掲

Ŧi.

上告審判批」 社株式の〕取得がなされた場合には、子会社に直接に損害 全子会社の場合には、 価損というかたちで損害が生じているものといえる。 が生ずるとともに、親会社にはその有する子会社株式の評 価損とみることができる」(吉原和志 後者の理解では、「子会社の計算に また、完全子会社の場合には 法学教室一五九号 (平成五年) 三五~三六 子会社の資産の減少額=子会社株式 「子会社株式の価 お 一井鉱山事件 ζj て 親会

まるというのであれば、

原則と例外をいえば、

よって親会社の損害額が決せられるのが

原則とい

いうべ

きで

値を改

めて評価し直す必要はない」と言い切るのは行き過ぎのよ あろう(吉本・前掲七七頁参照)。「子会社株式の価 掲二〇八~二一三頁)。完全子会社株式の評価方法として 叢一○八巻一号(平成四年)一八二~一八四頁、 とするものがある(同旨:高橋衛 値 !を改めて評価し直す必要はない」 「本件一 (同判批三七頁注 審判批」一 野 Ш

であるから、 生ずる損害もこれと同額とみることができるということで 害額と子会社株式評価損額とは乖離することもあり得る 価方式を採用したとしても、 ない限り、子会社の損害額が親会社の損害になるとい く、親会社取締役の側でそれを下回る評価損額を立証し得 ースでは、原告株主は子会社の損害額までを立証すればよ あろう。こうした理解によれば、三井鉱山事件のようなケ 損の金額とは通常であれば一致し、 頁)、子会社に生ずる損害額と子会社株式に現われる評! (野山・前掲二一二頁)。 理論的に評価損額によって親会社の損害が決 しかし、 後述するように、 純資産価格方式による評 したがって、親会社に 子会社の損

ジュリスト一〇五三号(平成六年)一一五頁、

本件控訴審判批二〇四頁。

あるいは逆に、

取締役の支払い

川島

・前掲

Ш

前掲本件

一審判批八○頁、

星野豊

この点に関する批判は少なくない

(大塚・前掲五八頁) 「本件一審判批」

が、

うに思われ |井鉱山事件上告審で示された結論は、

とりわけ計算の独立性を前提にして親子会社間の損害の関 う側面 知れない。 からすれば一つの実際的な解決であったといえるか しかし、親子会社間の法人としての独立性、

決の示した構成が正当であるというべきであろう。 は子会社株式に現れた評価損額であるとした本件控訴審判 係について理論的 に詰めて考えるとすれば、 親会社の損害

四 考える。 価損相当額が親会社の損害であるとの結論は正当であると を前提とする限り、 た問題となるべき損害額と、 前述したように、子会社と親会社との法人格の独立性 しかし、本件事案もそうであるが、子会社に生じ 親会社の持つ子会社株式に現われた評 それによって現われる子会社

株式に現われた評価損は一億数千万円であると判示してい とを認定していながら、 本件では、 子会社に生じた損害額は七億円余りであるこ 一○○パーセント子会社たるB社

株式評価損の額とが、

常に一致するわけではない

批」金融・商事判例九六六号(平成七年)四七頁))。すな て、 わち、この点を批判する立場は、 能力を慮って政策的に金額の少ない方を選択したのだとし 積極的に評価する向きもある 親会社株式の売却損 (吉田直「本件控訴審判 を他

事案の解決とい

株式の評価損を算定したことを問題にしてい 一般論としては指摘の通りであろう。 の資産の含み益で以て穴埋めしたようなかたちで、子会社 損害の発生とは無関 . る。 か

件に限っていえば、 引きして評価損を算定するのは適切ではない。 係な事柄によって利益が上がったからといってこれを差し 元はといえば、 そのような含み益 しかし、本 0

価に譲渡したのは他ならぬ親会社A社であり、 る資産 は当初から本件自己株式の処分に伴って子会社に発生する (不動産と他社株式)を子会社B社に帳簿価額で廉 また、

旨がいかなる意図で評価損額を減額したか を算定したことは批判するには当たらないといえよう 損害を塡補する意図で当該資産を譲渡していたとも推 き、そうであれば、これを差し引いて子会社株式の評価! では明 発では (判

親会社取締役の責任が問題とされなければならないはずで って親会社に生じたであろう財産的損害について、 のような子会社に対する不動産や他社株式 仮に今述べたような趣旨で減額されたのであれば、 の廉価譲渡によ 改めて そ

その廉価譲渡自体、 ある。 った疑いが出てくる(森本滋 社に生じた損害を塡補する意図でなされたものとすれば、 「親会社株式の取得に伴う責任」商事法務八七九号 本件の廉価譲渡が、 商法二一〇条の趣旨に反する取引であ 親会社株式の取得によって子会 (稿) 上柳克郎 = 北沢正啓ほ 韶

これによれば、 判旨の評価損算定過程は正当であると評すべきである とは無関係な事柄によって利益が発生して両者が相殺され があるとはいえないとの指摘がある(河本・前掲九九頁)。 らすことがないような事情のある場合には、 も他に含み資産があるなど子会社株式の価値の低下をもた もあるが、 者間に争いがなかったというのであるから判然としない面 これに関連して、 前述のような趣旨で減額されたのであれば本件 子会社に損失が発生しても、 一般論として、子会社に損失が生じて 親会社に損失 例えば、 それ

なるはずである)。子会社株式評価損の額については当事 価損とは別に親会社取締役の親会社に対する責任が問題と って親会社に損害が発生しているとすれば、子会社株式評 和五五年)五五頁参照)。したがって、この廉価譲渡によ

いうことである。

価

親会社の保有する子会社株式に評価損が表面化していない

て結局子会社株式に評価損は生じなかったという場合には

から親会社に損失が生ずることもないという結論になろう。

会社株式の評価額は元の一〇万円に戻るだけのはずである

える。 てやはり親会社にも損失が発生したとみるべきであると考 同時に発生した利益によって子会社株式の評価額は上昇し しかし、 とで評価増があり、結果として評価額に変化がなかったと 会社株式に評価減があり、 ていたはずであるから、その部分については逸失利益とし 厳密にいえば、子会社での損失の発生でいったん子 そうした場合には、 同時に子会社に利益 子会社に損失発生 があったこ が かなけ

の損失一○○万円が子会社に埋め合わされたとしても、 円でしかないということになるはずである。仮に、 だけであって、 式評価額が一株一〇万円であるとき、子会社に一株当たり 例えば (純資産価格方式を前提とする)、当初の子会社株 くなるという場合である(高橋英治・前掲一二頁参照)。 あり得ない(商法二〇〇条一項) した損失額の方が大きければ、 すなわち、子会社株式の当初の評価額以上に子会社に発生 が一致しない場合としては次のようなことも考えられ 一○○万円の損失があったとしても、 さらに、子会社に発生した損失と子会社株式の評 したがってその評価損は一株当たり一○万 マイナスの株価というのは から、 評価額は○円になる 評価損の方が小さ 子会社

紛争の解決として釈然としないものがある(小島・前掲

から、 う(認定事実によれば、 ならなければならない。認定事実だけからは、 却損発生前には一億数千万円以上の評価額があったことに 本件においても、 るか難しいところである)。なお、この観点からすると、 円のままだったという場合には、 同じ想定で、子会社に一株あたり一〇〇万円の損失と一〇 子会社株式評価損の一〇万円ということになる(しかし、 などによってそれだけの評価額があったということであろ たことはいえないが、親会社から譲り受けた資産の含み益 ○万円の利益とが同時にあって結果として評価額も一○万 いずれにしても親会社に発生する損失額はこの場合 A社の保有するB社株式は、 A社による設立時のB社に対する 評価損をどのように考え 本件株式売 はっきりし

会社取締役の責任までもが飛ばされてしまうというのでは、子会社を利用した飛ばし行為であるのに、それによって親的に縮減できる結果となる。本件のように、実体としては的に縮減できる結果となる。本件のように、実体としてはらに縮減できる結果となる。本件のように、実体としてはいい。また、一る評価損額とは必ずしも一致するものではない。また、一

控訴審判批二〇四頁、

山本・前掲論文一七頁、

山本・前掲

一二四頁)。

出資総額は三○○○万円であった)。

であると考える これが解釈論上不可能であるとすれば、立法的手当が必要 七号三二一頁以下 (二) 一七八号二七三頁以下がある)。 勝「完全親子会社関係の創設と株主保護」銀行法務21五六 親会社株主による子会社取締役に対する責任追及を可能に 化理論を参考にして―」(平成一一年)(一)法政論集一七 式交換と多重的代表訴訟―アメリカ法における運用と正統 九号(平成一一年)四六頁以下、 られる(二重代表訴訟に関する最近の論考としては、 する、いわゆる二重代表訴訟のような手続の必要性が認め (平成六年) 七九~八○頁)。子会社に生じた損害について 鉱山事件上告審判批 前掲一四頁以下、大塚・前掲五七~五八頁、春田博 まず以て子会社の損害を埋めるのが筋というものであろう 害であるから、 七九頁参照)。 (春田・前掲論文・商事法務一二〇五号二頁以下、 また、そもそも親会社の損害は間 事案の根本的な解決を目指すのであ (近藤・前掲八八頁注七、 (下)」法律のひろば四七巻一一号 山田泰弘「親子会社・株 川島・ 前掲本件 藤原 れば、 的 三井 新谷 な損

杉田 貴洋